

概要版

# 第三次館林市地域福祉計画

(平成 29 年度～平成 33 年度)

一人ひとりのふれあいと助けあいで  
誰もが“福”を分けあう思いやりのあるまち 館林



平成 29 年 3 月

館 林 市

# まわりで、こんな悩みを聞きませんか？



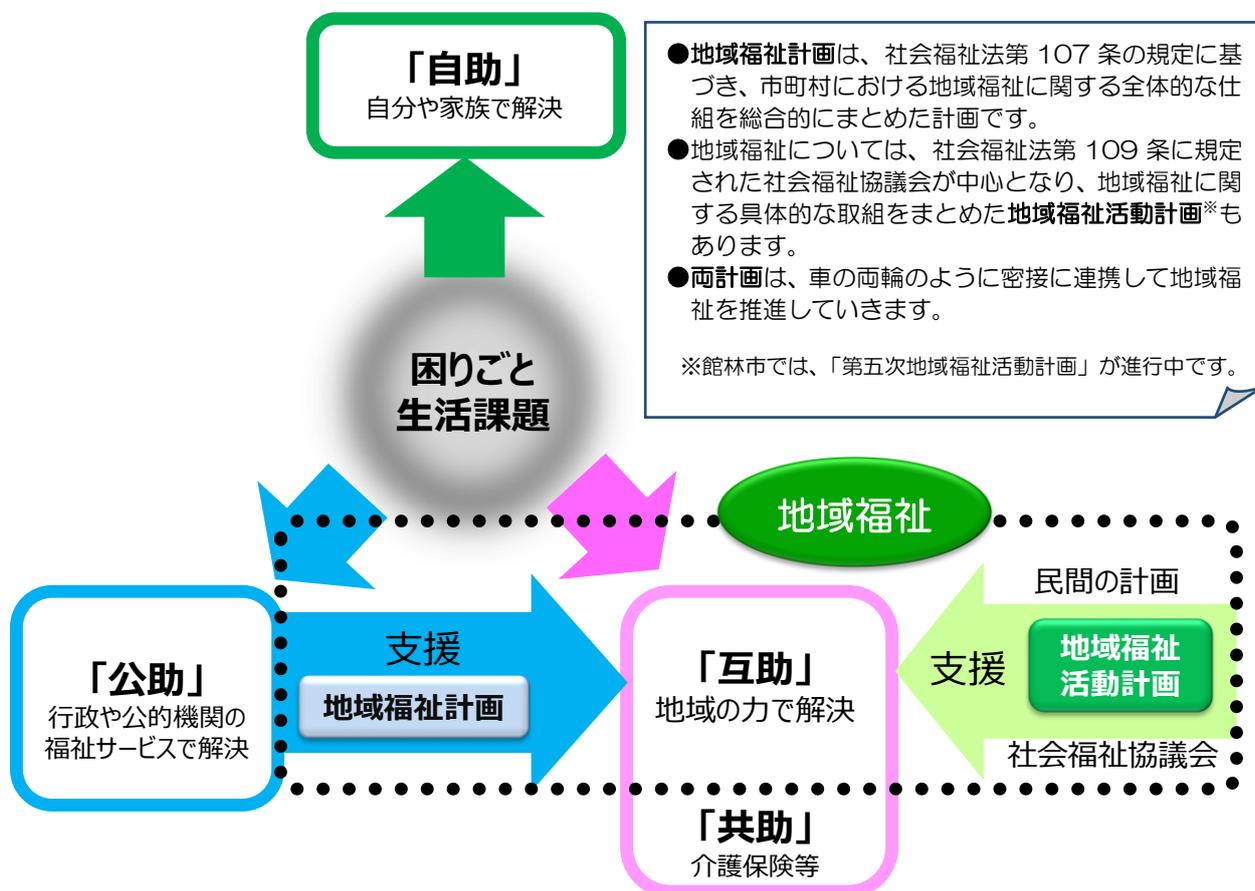
一人暮らしなので、何かあった時  
誰に頼ればいいのかしら・・・

生活が苦しくて、限界・・・

災害がおきたら、どこに避難すれば  
いいのだろう・・・



誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるように、日常の生活課題や困りごとを市民自身と福祉関係の事業者・団体と行政がそれぞれの立場で協力しあい、地域全体で解決に取り組む「互助」の仕組が **地域福祉** です。



# 第三次館林市地域福祉計画は このような計画です。

「第三次館林市地域福祉計画」は、市の総合計画「たてばやし市民計画 2020／館林市第五次総合計画後期基本計画」を上位計画とし、その目指す将来の姿である「水と緑と人が輝く共創都市たてばやし」の実現を地域福祉の面から支える個別計画です。

「たてばやし市民計画 2020／館林市第五次総合計画後期基本計画」が福祉のまちづくりの基本目標としている「思いやりと助けあいのある暮らしやすいまち」を踏まえ、「第三次館林市地域福祉計画」では、第二次館林市地域福祉計画の基本理念を引き継ぎ、次のとおりとします。

## 第三次館林市地域福祉計画

### 基本理念

**一人ひとりのふれあいと助けあいで  
誰もが“福”を分けあう思いやりのあるまち 館林**

#### 基本目標 1

地域福祉を担う人づくり

#### 基本目標 2

ふれあい、支え合いの地域づくり

#### 基本目標 3

地域福祉を推進するしくみづくり

#### 基本目標 4

安全・安心して生活できる環境づくり

計画の期間は、平成 29 年度から 33 年度までの 5 年間です。この期間に社会情勢や市の状況、関係法制度等に著しい変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

# 計画はこのように体系化されています。

## 基本理念

一人ひとりのふれあいと助けあいで  
誰もが“福”を分けあう思いやりのあるまち 館林

### 基本目標1

地域福祉を担う人づくり

- 【取組の方向性】
- (1) 福祉教育と啓発活動の推進
  - (2) 地域福祉をリードする人材の発掘と育成
  - (3) ボランティア団体・NPOへの支援

### 基本目標2

ふれあい、支え合いの地域づくり

- (1) 地域活動への支援
- (2) 生きがいづくりと交流の促進

### 基本目標3

地域福祉を推進するしくみづくり

- (1) 多様な主体との連携・協働
- (2) 相談・情報提供体制の充実
- (3) 権利擁護の推進

### 基本目標4

安全・安心して生活できる環境づくり

- (1) 防犯・防災体制の充実した安全なまちづくりの推進
- (2) 福祉サービスの充実と生活困窮者等への自立支援
- (3) 健康づくりの推進と総合的なケアマネジメント体制の確立
- (4) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

次のページから、主な  
■市民や地域ができること  
■市の取組  
を記載しています。

私たちは、無理なくできることから取り組んでいきましょう。

市民や地域ができること

市の取組

# 施策はこのように展開されています。

## 基本目標 1

## 地域福祉を担う人づくり

地域における福祉意識の醸成のため、地域福祉に関する教育・啓発を推進します。また、ボランティア団体・NPO への支援を通じて、福祉意識の高い地域の人づくり、リーダーづくりを進めます。

### (1) 福祉教育と啓発活動の推進

市民や地域ができること	<ul style="list-style-type: none"><li>○「地域福祉」の意味を理解します。</li><li>○地域福祉について、家庭や地域で話をします。</li><li>○地域福祉に関する講演会や勉強会に参加します。</li></ul>
市の取組	<ul style="list-style-type: none"><li>○学校における福祉教育の推進</li><li>○思いやりの心を育む取組の充実</li></ul>

### (2) 地域福祉をリードする人材の発掘と育成

市民や地域ができること	<ul style="list-style-type: none"><li>○ボランティア活動に参加するよう心がけます。</li><li>○ボランティアに参加する時には、他の人にも声をかけます。</li></ul>
市の取組	<ul style="list-style-type: none"><li>○ボランティア活動の普及や参加のきっかけづくり</li><li>○地域活動を担うリーダーの育成</li><li>○ボランティアの資質向上</li><li>○人材バンクの充実</li></ul>

### (3) ボランティア団体・NPO への支援

市民や地域ができること	<ul style="list-style-type: none"><li>○地域の中で活動するボランティア団体・NPO に参加し、積極的に交流を図ります。</li><li>○ボランティア活動の拠点としていつでも活用できるよう、地域の公民館や集会所などを広く開放します。</li></ul>
市の取組	<ul style="list-style-type: none"><li>○ボランティア団体・NPO への支援</li><li>○事業所及び学校ボランティア活動の促進</li><li>○活動の表彰制度の設置</li><li>○ボランティアコーディネーターの配置</li></ul>

## 基本目標2

## ふれあい、支え合いの地域づくり

世代を超えた市民同士の交流が生まれるよう、地域のふれあい活動を支援し、住民の生きがいにつながる地域づくりを推進します。

### (1) 地域活動への支援

市民や地域ができること	○行政区に積極的に加入し、活動に参加します。 ○子ども、高齢者、障がいのある方への見守り活動を組織的に展開します。
市の取組	○行政区活動の活性化に向けた支援 ○日常的な見守り体制の充実      ○地域間交流への支援

### (2) 生きがいづくりと交流の促進

市民や地域ができること	○「おはよう」「お帰り」など、あいさつ運動を積極的に実践します。 ○地域の交流の場に積極的に参加します。
市の取組	○隣近所の交流への支援      ○多様な地域交流への支援 ○地域交流の場の充実

## 基本目標3

## 地域福祉を推進するしくみづくり

地域福祉を更に充実したものとするために、行政区、民生委員・児童委員、ボランティア団体・NPO、社会福祉協議会等の関係者が協働・連携できるしくみづくりを進めます。また、情報の提供体制や相談窓口の充実に努め、市民の権利擁護を推進します。

### (1) 多様な主体との連携・協働

市民や地域ができること	○社会福祉協議会の広報紙「社協だより」や「ボランティアセンターだより」、ホームページなどを読み、活動内容の把握と理解に努めます。
市の取組	○社会福祉協議会の活動への支援 ○地域活動団体や福祉サービス事業所等の協働に向けた支援

### (2) 相談・情報提供体制の充実

市民や地域ができること	○「広報館林」や市ホームページなどを読み、市をはじめ関係機関・団体からの情報に目を通します。
市の取組	○わかりやすい情報提供体制の充実 ○総合的な相談支援体制の充実

### (3) 権利擁護の推進

市民や地域ができること	○成年後見制度や日常生活自立支援事業についての知識を身につけます。 ○隣近所で異変を発見した時には、関係機関へ連絡・通報、相談します。
市の取組	○成年後見制度の周知と利用者への支援 ○日常生活自立支援事業の周知・充実 ○虐待等の防止システムの充実

## 基本目標4

## 安全・安心して生活できる環境づくり

地域全体で住民の生活を犯罪や災害から守る取組を進めます。また、福祉サービスの充実や保健・医療・福祉をはじめ地域のさまざまな社会資源を統合した地域包括ケアシステムの構築、構造物のバリアフリー化など、ソフトとハードの両面から環境の整備に努めます。

### (1) 防犯・防災体制の充実した安全なまちづくりの推進

市民や地域ができること	○自主防災組織のない地域では、組織を立ち上げます。 ○地域の防犯活動や防災訓練、交通安全運動に参加します。
市の取組	○地域防災力の向上 ○防災環境の充実と災害時体制の強化 ○避難行動要支援者への支援体制の整備

### (2) 福祉サービスの充実と生活困窮者等への自立支援

市民や地域ができること	○福祉サービス情報の収集に努めます。 ○福祉サービスについての正しい理解を深めます。
市の取組	○各種福祉サービスの充実 ○福祉サービスの情報提供の充実 ○生活困窮者等への自立支援の充実

### (3) 健康づくりの推進と総合的なケアマネジメント体制の確立

市民や地域ができること	○定期的に健（検）診を受診し、自分の健康状態の把握と、健康の保持に努めます。
市の取組	○自主的な健康づくり活動への支援 ○健康診査や健康教室等の充実 ○保健・医療・福祉の連携

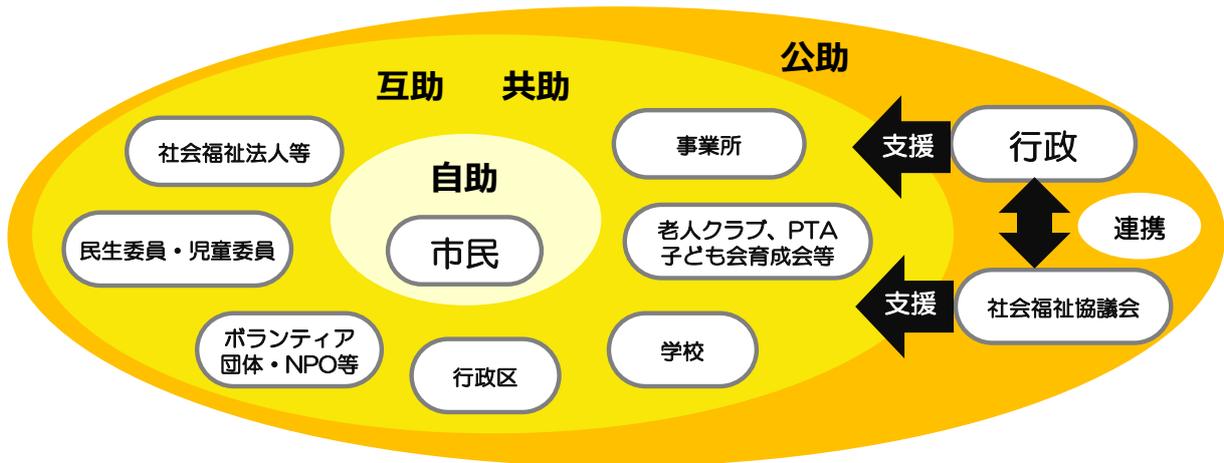
### (4) バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

市民や地域ができること	○公共施設や公共交通機関に関し、日常的な利用の中で感じる不便なところなどを市に伝えます。
市の取組	○道路や公共施設のバリアフリー化 ○移動手段の確保・充実 ○安心できる住まいの確保

# 計画はこのように推進されます。

## ● 地域福祉の推進体制

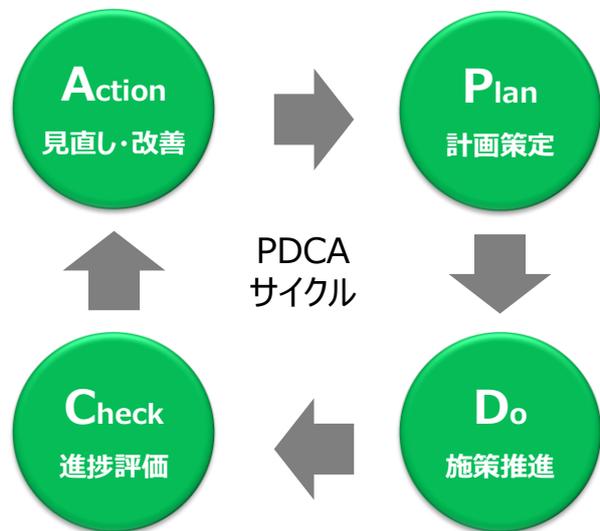
「地域福祉」は、地域に住む人が安心して暮らすことができるように、図に示された地域に関わるすべての人や団体が、生活課題の解決のための当事者として「互助」の活動に参加し、館林市及び館林市社会福祉協議会がその活動を支援することによって実現が図られます。



## ● 計画の進捗を管理する体制

この計画では、第二次計画と同様に、計画の策定(P:Plan)、施策の推進(D:Do)、進捗の評価(C:Check)、見直し・改善(A:Action)という各段階を順次踏みながら計画の実効性を高めるPDCAサイクルを採用します。

サイクルのポイントとなるCのステップでは、施策の実施状況を点検と必要な改善に関する協議を行い、次のAのステップにつなげていきます。



第三次館林市地域福祉計画  
(平成 29 年度～平成 33 年度)

概要版

平成 29 年 3 月発行

編集・発行：館林市保健福祉部社会福祉課

〒374-8501 群馬県館林市城町 1 番 1 号

TEL：0276(72)4111 (代表) Fax：0276 (72) 4210

URL：http://www.city.tatebayashi.gunma.jp/

※計画の詳細をお知りになりたい方は、「第三次館林市地域福祉計画」本編をご覧ください。